

建築確認の電子申請 留意事項（高知県建築指導課）

1. 対象地域【R8.2月現在】

（電子消防同意を実施する消防本部が所管する市町村）

香南市、香美市、いの町、日高村、安芸市、芸西村

2. 審査対象

- ・建築物の計画通知
 - ・建築基準法第6条の4による特例を受ける3号建築物の建築確認
 - ・上記に係る計画変更
- ※工作物、昇降機は対象外

3. 申請手数料の納付

高知県電子申請システムによる電子決済のみ対応

4. 申請データの作成について

- （1） 当面、添付する図面はPDFファイル、サイズはA3以下としてください。
- （2） 図面は1ファイル1枚とし、日本語でわかりやすいファイル名としてください。
- （3） 建築計画概要書は、「第一面・第二面」と「第三面」でファイルを2つに分けてください。
- （4） 計算書や設備仕様書は種類ごとに1つのPDFファイルにまとめてください。
- （5） 委任状は直筆署名、または押印したものをスキャンして添付してください。

その他、申請データの作成に関する注意事項等についての詳細はこちら

[\(https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/denshishinsei/\)](https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/denshishinsei/)